

拾得自転車の盗品照会等について

(平成21年3月9日例規第20号)

拾得自転車は、遺失物法（平成18年法律第73号）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び遺失物の取扱いに関する訓令（平成21年県本部訓令第2号）により取り扱うところであるが、署又は交番等に提出される拾得自転車には、犯罪の被害品と認められるものが多いことから、これらについて早期に被害の回復を図るため、次により拾得自転車の盗品等の照会等を実施することとしたので通達する。

なお、拾得自転車の盗品等照会等について（昭和50年甲通達刑総ほか第10号）は廃止する。

記

1 届出受理時の措置

署若しくは交番等で拾得自転車の提出を受けたとき、又は警察官が公務中自ら若しくは通報により自転車を発見し、若しくは拾得したときは、直ちに静岡県警察遺失拾得管理システム（以下「遺失拾得システム」という。）及び警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務により、遺失届の有無及び所有者の調査並びに盗品との照合（以下「遺失届・所有者等調査」という。）を行い、所有者又は被害者の発見に努めること。

2 拾得自転車連絡票の作成及び送付

前記1の規定により照会した結果、被害品と認められなかったとき（船、車、建築物その他の構内で管理者がいる場所、自転車の駐車制限に関する条例等の区域内及び自転車の回収に関する市町との協議の区域内において発見されたものを除く。）、又は被害品に該当するが警察官以外の者が拾得したとき（拾得者が拾得物件に関する一切の権利を放棄したときを除く。）は、拾得自転車連絡票（別記様式）を作成する。

なお、交番等又は警察署当番において受理した場合は、拾得自転車、遺失拾得システムにより作成した拾得物件控書（規則別記様式第1号）及び拾得自転車連絡票を署地域課長（警察署当番において受理した場合は、警察署当番責任者）の確認を受けた後、署会計課長に送付すること。

3 署会計課の措置

交番等又は警察署当番から前記2の規定による送付を受けた署会計課長は、速やかに遺失届・所有者等調査を改めて行い、遺失者及び所有者の判明しないものについては、直ちに拾得自転車連絡票を署刑事（第一・第三）課長に送付すること。

4 署刑事（第一・第三）課の措置

前記3の規定により拾得自転車連絡票の送付を受けた署刑事（第一・第三）課長は、速やかに被害届と照合し、その結果を署会計課長に連絡すること。

5 拾得自転車売却時等の措置

署会計課長は、拾得自転車の売却又は処分をしようとするときには、盗品等照会及び遺失届・所有者調査を行うこと。